

令和4年

# 厚生委員会会議録

とき 令和4年12月22日

品川区議会

令和4年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和4年12月22日（木） 午前10時00分～午後0時18分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 高橋 伸明 君	副委員長 あくつ 広王 君
	委員 渡辺 裕一 君	委員 石田 ちひろ 君
	委員 木村 けんご 君	委員 いながき 孝子 君
	委員 高橋 しんじ 君	委員 せお 麻里 君

出席説明員	今井 福祉 部長	寺嶋 福祉 計画 課長
	川崎 障害者施策推進 課長	松山 障害者支援 課長
	菅野 高齢者福祉 課長	川原 高齢者地域支援 課長
	福内 健康推進 部長 (品川区保健所長兼務)	若生 健康 課長
	船木 生活衛生 課長	

○午前10時00分開会

**○高橋（伸）委員長**

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日はお手元の審査・調査予定表のとおり、新委員の紹介、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

この後ご紹介いたしますが、今回から、いなぎ孝子委員が新たに厚生委員として参加することとなりましたので、よろしく願いいたします。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、会議途中での理事者の退室等も適時行いながら進めてまいります。

そのため、所管質問については、会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮をいただきたいと思っております。その上で、なおご発言を希望される方は、今の時点でお申出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高橋（伸）委員長**

ありがとうございます。

それでは、本日も会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしく願いいたします。

本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

1 新委員の紹介

**○高橋（伸）委員長**

それでは、まず初めに予定表1、新委員の紹介を行います。

このたび、新しく選任されましたいなぎ孝子委員から、自己紹介していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○いなぎ委員**

おはようございます。品川・生活者ネットワークのいなぎ孝子です。どうぞよろしく願いいたします。

**○高橋（伸）委員長**

ありがとうございました。本日から当委員会にいなぎ委員を加えた、このメンバーで委員会活動を進めてまいりたいと思っております。改めまして、有意義な委員会となりますよう、皆様のご協力をどうぞよろしく願いいたします。

以上で、予定表1、新委員の紹介を終了いたします。

---

2 議案審査

第101号議案 令和4年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

**○高橋（伸）委員長**

次に、予定表2の議案審査を行います。第101号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○松山障害者支援課長

それでは、まず私から、第101号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）、物価高騰および新型コロナウイルス感染拡大に対応した障害福祉サービス事業所等への支援について、ご説明申し上げます。恐れ入ります。初めに予算書の16ページをご覧ください。

16ページ中段の3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者支援費について、2列右の補正額7,502万4,000円を追加いたしまして、92億2,548万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、17ページ、説明欄に記載のとおり、3つございます。まず、地域生活支援事業のうちの福祉タクシー等助成券交付対象者物価高騰対策支援3,210万円でございます。その下の障害者支援事務費のうち、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金3,811万1,000円、障害福祉サービス従事者抗原検査キット購入経費481万3,000円でございます。

歳入につきましては、12、13ページの上段、14、15ページに歳出見合いの金額を見込んでございます。

予算書につきましては以上でございます。

続きまして、資料に沿ってご説明申し上げます。まず、1、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金です。（1）概要です。昨今の原材料価格高騰を受け、障害福祉サービス事業の運営に必要な光熱費等経費が高騰してございます。電気・ガス料金高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所へ、定員等に応じた支援金の交付により負担軽減を図り、安定的な事業継続ができるように支援するものでございます。（2）内容です。対象事業者は、入所・入居系サービス24施設、通所系サービス61施設、訪問・相談系サービス53施設を見込んでおります。補助単価は、入所・入居系サービスは定員1人当たり4万円、通所系サービスは定員1人当たり2万円、訪問・相談系サービスは利用者1人当たり5,040円と考えております。（3）予算額でございます。歳出予算につきましては、補正額が3,811万1,000円です。内訳は、入所・入居系サービス（24施設）、1,084万円、通所系サービス（61施設）、2,344万円、訪問・相談系サービス（53施設）で、383万円余を見込んでございます。歳入予算は、補正額が歳出予算額と同額の3,811万1,000円です。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、障害者施設等物価高騰緊急対策事業補助金を活用いたしまして、実施する予定でございます。

裏面をご覧ください。2、障害福祉サービス従事者抗原検査キット配布でございます。（1）概要です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、障害福祉サービス従事者および障害福祉サービス利用者の感染状況を確認いたしまして、早期発見とその対応による感染拡大防止に資するため、障害福祉サービス事業者からの要請に応じまして、抗原検査キットを配布するものでございます。（2）内容です。対象は区内障害福祉サービス事業所でございます。（3）予算額です。補正額は481万3,000円で、3,500回分を見込んでございます。歳入予算は、区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業交付金を活用いたしまして、実施する予定でございます。

3、福祉タクシー等助成券交付対象者物価高騰対策支援でございます。（1）概要です。昨今のガソリン価格の高騰、都内タクシー運賃の値上げを鑑みまして、従来より実施しております、障害のため歩行困難な方に対して交付しております福祉タクシー券、または自動車燃料費助成券につきまして、障害のある方の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、価格上昇分の助成を行うものでございます。（2）

内容です。対象者4,500人に1人当たり区内共通商品券6,000円分を交付する予定でございます。

(3) 予算額です。補正額は3,210万円、内訳は記載のとおりでございます。歳入予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、実施する予定でございます。

障害者支援課所管分は以上でございます。

#### ○菅野高齢者福祉課長

続きまして、私のほうから、高齢者福祉課分の補正予算についてご説明をさせていただきます。同じく101号議案の介護サービス事業者の支援についてというところです。

まず初めに、予算書16ページをご覧くださいと思います。下段、3款民生費、1項社会福祉費、4目高齢者福祉費のうちの2列右のところですか。補正額は1億6,056万5,000円を追加し、68億6,401万6,000円とするものです。内容につきましては、17ページに記載のとおりです。介護サービス事業所物価高騰対策支援金1億3,994万円と、介護サービス従事者抗原検査キット購入経費2,062万5,000円に対する経費でございます。

歳入につきましては、予算書12、13ページのところで、4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業として同額を計上しております。また、抗原検査キットにつきましては、14、15ページのところで、12節区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業として、同額を記載しております。

予算書につきましては以上でございます。

続きまして、資料に沿って説明をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元にご用意いただければと思います。

資料、物価高騰および新型コロナウイルス感染拡大に対応した介護サービス事業者への支援についてをご覧ください。

1番、介護サービス事業所物価高騰対策支援金です。補正予算要求に至った経緯および理由につきましては、昨今報道されておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより、物価の上昇が続いており、特にエネルギー価格の高騰が顕著となっております。こうした状況の中、介護の現場においては、電気の契約方法を変更するなど工夫を行っているところですが、今回、介護サービス事業者に対し、電気・ガス料金の価格上昇分を支援金として支給することで、安定的な事業運営継続ができるよう支援することとしたものです。内容につきましては、入所・入居系サービス43施設、通所系サービス74施設を対象とし、補助単価は、入所系施設、定員1人当たり4万円、通所系施設、定員1人当たり2万円を支援するものです。実施につきましては、今後手続を進め、令和5年2月頃を目途に各事業者へ支援金を交付したいと考えております。

続きまして、2番、裏面のほうをご覧くださいと思います。介護サービス従事者等抗原検査キット配布です。介護サービスを提供する事業者施設におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底した上で、サービスを継続しているところです。コロナ禍が続く中、感染拡大防止のため、介護サービス事業者の要請に応じ、抗原検査キットを配布するものです。

内容につきましては、区内介護サービス事業者を対象とし、1万5,000回分を用意するものでございます。

#### ○若生健康課長

それでは、私のほうから、第101号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算、歳出、健康推進部所管分についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、再度予算書をご用意いただきまして、18ペー

ジをお開きください。

下のほうになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康推進費につきましては、2,640万円を追加し、19億2,885万9,000円とするものです。

右側、19ページの説明欄をご覧ください。保健衛生助成金では、公衆浴場物価高騰対策支援金として、2,640万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、厚生委員会資料のほうでご説明いたします。それでは、厚生委員会資料をご覧ください。

1、事業目的です。昨今の社会経済状況による電気・ガス等の物価高騰の影響を受けた区内公衆浴場に対しまして、経営の安定を図るとともに、区民の入浴の機会を確保し、もって保健衛生の向上に資することを目的として実施するものです。

2、事業内容です。申請日時点で営業しており、かつ、令和4年度末まで経営を継続する意思がある品川区公衆浴場商業協同組合に加入している公衆浴場に対して、一月当たり10万円を交付いたします。交付対象期間は、令和4年4月から令和5年3月までの12か月間で、休業している月は除きます。浴場のほうから申請書をご提出いただきまして、まとめて一括での支給を予定してございます。

続きまして、3、補正予算額は、歳入、歳出ともに2,640万円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、東京都（10分の10割合）を活用しまして、区内の22浴場へ1浴場当たり最大120万円を交付いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○石田委員

この障害者施設と介護サービス事業所の支援金ですけれども、支給された支援金の使い勝手というのでしょうか、光熱費の経費の高騰により、電気・ガス料金の高騰の影響を受けるサービス事業者へということだったのですけれども、電気、ガス等に限定されているものなのか、もう少し柔軟性があるものなのか、そこを伺いたいということと、抗原検査キットの配布ですが、対象施設が、障害者も介護のほうも、対象事業所は、物価高騰のほうの施設数と同じでいいのか。それで、この米印のところで、「東京都実施の集中的検査実施事業所の対象となるものを除く」というようにあるのですけれども、そうしたらこの東京都実施の対象事業所はどれぐらいあるのか伺いたいということと、この検査キットの予算額のところの回数が、障害者のほうは3,500回分、介護のほうは1万5,000回分ということで、この回数が大分大きく違うのですが、施設数からいうとそこまで変わりはないけれども、これだけ回数が違うのはなぜなのかということ伺いたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

まず、物価高騰支援金の用途についてのご質問にお答えさせていただきます。まず、こちらのほうの目的が、原材料価格の高騰ということで、用途については光熱等の、やはり利用者に価格転嫁できないものにきちんと充てていただくということになっておりますので、用途についてはこちらのほうで周知をさせていただいて、事業者からも、もう調査をいたしましたので、それに充てていただくというような形で周知をさせていただきたいと思っております。

それから2点目の抗原検査キットの対象でございます。東京都の集中的検査におきましては、積極的

に行われています。その対象は入所・入居系の施設を対象としております。ホームページにも実施されている施設は公表されております。それ以外のところは、全て区のほうでも検査キットを配布していくということになっております。現場のほうが困らないように対応していきたいと思っております。

それから3点目の、回数の差ということなのですが、回数につきましては、昨年度から、この抗原検査キットは継続してお配りしております、その実績に基づいた試算となっております。特に何か大きな違いというよりは、それぞれの施設の状況や実績に基づいたものとなっておりますので、それぞれ、やはり感染状況を確認していただいて、早期発見と、要は感染防止に努めていただくということが目的で配布しているものでございます。

#### ○菅野高齢者福祉課長

私からは、障害者支援課長がお話ししたことの補足をさせていただきます。おおむね障害者支援課長がお話ししたとおりなのですが、1点だけ、ご質問の中で、今回の物価高騰対策支援金の施設と、あとは検査キットの配布施設が違うかどうかというご質問だと思います。こちらの検査キットの対象施設については、区内の全ての事業所が対象になりますので、この支援金の対象外となるところ、具体的には訪問系の事業所などが、支援金のほうの対象となっておりますが、検査キットのほうで対象ということで、検査キットの対象事業所は217事業所ということで、カウントさせていただいているところが大きな違いでございます。

#### ○石田委員

分かりました。そうすると、検査キットのほうは、障害者のほうは東京都のこの集中的検査のほうは入所・入居系がやられているということなので、それ以外の施設が対象ということなのですね。分かりました。

それで、物価高騰対策支援金ですが、やはり電気・ガス料金にという周知をしていくということですが、何というのですか、電気、ガスに本当に使われたのかというようなところまで、事業所のほうから出させるというような仕組みではなく、電気、ガスに使ってくださいという形のものなのか、その辺だけ確認させていただきたいということと、障害者の福祉タクシーのほうも新たに質問したいのですが、この福祉タクシー券を今利用されている方のみに区内共通商品券は配られるということではないのかという確認と、今後新規で福祉タクシー券を利用する方は対象外ということなののでしょうか。それで、区内共通商品券というものは、タクシーには使えないのですかね。その確認をお願いします。

#### ○菅野高齢者福祉課長

物価高騰対策支援金の使途についてということの、生産性の部分についてということですか。その辺りについてお答えさせていただきます。

今回この補助単価を算出するに当たりまして、先ほど障害者支援課長からご説明ありましたが、例えば高齢者の場合は、入所・入居系と通所系別に、令和3年の4月から8月分の電気、ガスの料金の定員1人当たりの月平均を出しまして使用料を算出、そこに年度末までの消費者物価指数上昇分、大体年平均で30%増しというところを見込んで算出した結果の補助の単価となっております。そうしたことから、使途につきましては交付金という形を取っておりますので、特に使い道は、区のほうからは限定するとか、それによって精算をするなどということは考えていないのですが、結果的にそういったことに基づいて補助単価を算出しておりますので、そこに充てられるものと考えております。

#### ○松山障害者支援課長

タクシー利用券のご質問でございます。まず対象者の方でございますが、もちろん従来からこのタク

シー利用券、または自動車燃料費助成券というものは行ってまいりました。何かしらこの年度末までに執行するという事を考えますと、議決後に基準日を設ける必要があると考えております。準備といたしましては、今現在は、議決後の直近であれば、令和5年の1月1日時点を基準日、対象として、その方に追加で区内共通商品券を送付させていただくという事を考えております。区内共通商品券につきましては、一部のタクシーでは使えますけれども、全てのタクシーが使えるわけではございません。今回、タクシー券の利用券の追加発行となりますと、年度内での執行というものが困難であることから、相当分ということで、区内共通商品券で対応させていただいたものでございます。

#### ○石田委員

分かりました。ありがとうございます。区内共通商品券は、そうすると一部のタクシー会社では使えないけれども、そのタクシーにかかってしまった分を生活のほうで、このような区内共通商品券で補っていただけたらということなのですね。分かりました。ありがとうございます。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにご質疑ございますか。

#### ○いながき委員

今の福祉タクシー券に関して追加で質問なのですが、ごめんなさい、私がどのような方が対象者となっているか、ちょっと分からないので、その確認をしたいということと、福祉タクシー等助成券とあって、福祉タクシーというと、私の感覚だと車椅子の方がご利用になるのかなと思ってしまいますのですが、例え視覚障害者の方なども移動のためにタクシーを使われていると思いますが、そのような方たちも対象なのかどうかということをお尋ねしたいです。

#### ○松山障害者支援課長

福祉タクシー利用券の対象の方でございます。こちら、いわゆる身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下肢ですね。下肢と体幹機能障害3級以上の方、視覚障害2級以上の方、内部障害1級の方、愛の手帳2度以上の方ということで、障害があるために外出困難な方ということを対象にしております。自動車燃料費助成券も同じ対象で、どちらか選択制ということに、今現在行っている事業についてはそのような仕組みになっております。

#### ○いながき委員

ありがとうございます。確認なのですが、対象の方たち全員が、配られている方たちには申請なしに、自動的に配られるのですか。団体に属している方だけとか、何かそのような決まりではなくて、これまで対象だった方たちには個別に、新規の方は別としてですが、今までの方に対しては自動的に配られるということでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

追加交付の対象者、タクシー券についてのご質問でございます。今のところ、令和5年1月1日付で福祉タクシー利用券の助成を受けている方、もしくは自動車燃料費助成を受けている方全員に対しまして、追加で区内共通商品券を周知文とともに送付する予定でございます。今のところは、事務手続きにつきましては、運営事業者である社会福祉協議会と、まだ詳細には詰めておりませんが、全員の方を対象とする予定でございます。

#### ○いながき委員

確認なのですが、そうしたら、今まで配られている視覚障害などの方たちには、自動的に申請なしで配られるということでしょうか。



### ○松山障害者支援課長

申請なしに、全員の方を対象に交付する予定でございます。

### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

### ○高橋（し）委員

先ほど使い道で、光熱費などにある程度限定があるというようなお話ですけれども、この交付金に関しては幾つかの事業、かなり広く設定してあると思うのですが、その中で、もちろん光熱費の高騰を支援するということは大切なのです。必要なのですけれども、幾つか項目の中に雇用の維持等もあったのですが、従事される方々への支援という意味で、今回の補正のときの国の方向性、都から来ますけれども国ですが、雇用に関係するものには出せないものだったのかということが1つです。

もう一つは、区として従事されている方々への支援という観点で、この交付金を使おうという選択があり、しかし、いろいろな事情でできなかったのかということをお尋ねします。

### ○松山障害者支援課長

事業所に従事される方への支援についてのご質問でございます。令和2年度には障害福祉サービス、高齢者も同様ですけれども、業務継続支援金という形で、直接従事される障害福祉サービス従事者、あるいは介護サービス従事者に対しまして、1人当たり2万5,000円を交付した実績はございます。今回は物価高騰というところから、各事業所への支援ということで、事業所自体からもご要望も上がってまいりましたし、入所・入居系、それから訪問・相談サービス系につきましても、お声は聞いております。そういった中で実際に調査した上での、一番影響を受けているところということで、物価高騰というところで、今回は直接ではないですが、間接的に支援をさせていただくものでございます。ただ、抗原検査キットは、従事者に対しまして直接という面もございまして、ご利用者も含めることなので、間接というものもございまして、また従事者に対しましては、処遇改善加算等も今年度アップされたということもございまして、また社会情勢を鑑みまして、今後各事業所の従事者への支援というものを検討していきたいと考えております。

### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。今までにも、従事される方へのプラス、処遇改善という形でもやっていただいていたということは大変ありがたいことなのですが、今回こういった交付金があるということで、かなり、何というのですか、使い道も広いし、そのようなことが、もちろん物価高騰に対する事業者への支援は絶対必要なのでやっていただくとして、その一方で、今従事されている方への支援を国からやろうという議論はなかったということでもよろしいですか。上がってきた話が、物価高騰の支援だということという、今答弁だったのですけれども、要するに、区として雇用をされている方への支援をもう一歩ここで今年度やろうというお考えが、議論が出なかったのかということをお尋ねします。仮に金額的にいろいろな枠があって、それをそのようにたくさん、これは交付金としていただけないという事情があるならば、それはそれでご説明いただければと思います。

### ○菅野高齢者福祉課長

今回の補正予算に対しましては、国による物価高騰に対する追加策として、臨時交付金の中に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されて、その推奨事業のいろいろなメニューの中に、障害者施設や介護サービス施設に対するエネルギー等の高騰分ということの支援メニューが示されたということに重きを置きまして、予算要求をさせていただいた次第となっております。区全体としても、

いろいろな部分で今回補正予算のほう組ませていただいていると思いますが、その中で、区全体の枠の中で見させていただきましたので、従事者に対するという支援については、今回については組上には上がらなかったということが事実でございますが、今後、この厳しい状況が続く中では、来年度国の動き等も見て、検討していくべき課題かなと捉えているところです。

#### ○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございます。

最後ですけれども、障害者支援課長も、高齢者福祉課長も、今後も支援を考えていくというように言っていたので、ぜひ今年度、間に合えば何かの施策をし、そして来年度の予算の中で計上していただければよろしいかと思います。よろしくをお願いします。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○あくつ副委員長

私からは3点質問させていただきます。まず、障害福祉サービス事業所高騰対策支援金のほうで、先ほど石田委員の質問で確認したいことは幾つかお尋ねしていただいたのだけれども、念のための確認で、先ほど高齢者福祉課長のほうから、今回の予算額の算出根拠が示されたのですが、基本的に入所、通所系、そこについては1人当たりの単価というものは一緒ということなのですが、障害者のほうでは訪問・相談系サービスが5,040円ということで、少し低い金額というようになっているというところで、算出の根拠、先ほど月平均とか、それから消費者物価指数を見込んだというようなお話がありましたけれども、そのようなところで品川区独自で算出したものなのかどうかということが1つです。

2点目の福祉タクシー券のところ、先ほどのご説明の中で、ガソリン価格の高騰、都内タクシー運賃の値上げというところの対策といいながら、なかなか全部のタクシー会社が使えないというところで、それぞれ充当していただくと。これはちょっと提案というか、前から私たちも申し上げているのですが、タクシー券に関しては、500円券がどうなのかとか、100円券にしてほしいとか、いや、そうではないといういろいろな議論がある中で、やはりデジタル化社会で、今交通系のICカードも、少し別次元の話ですけれども、来年からはSuicaやPASMOなどで、もう手帳を見せなくても入れるようなものも、SuicaやPASMOの機能につくということも発表されて、やはりそのようなデジタル化にすれば、一瞬でそういったものが交付できると。印刷する手間もないしというところで、そのようなところを今後ぜひ検討して、マイナンバーカードを使うということもあるのかもしれないし、そのようなところで本人確認ができると。そういったところもぜひ検討いただきたいというところが1点です。ご意見があれば伺います。

最後に公衆浴場のところで、一月当たり10万円というところで、これは実際にこの協同組合から、もしくは個別の公衆浴場、私もよく利用しますけれども、当然すごい燃料費がかかるのだろうなと思いつつながら、ありがたく使わせていただいておりますが、そのようなお声があったのかどうか。特別区の中で、公衆浴場という公衆衛生の観点から、このようなことをやっている、特別区で一斉に行っているのかどうか、その辺りを教えてください。

#### ○松山障害者支援課長

2点ご質問いただきました。まず1点目は、訪問・相談系の補助単価の算出根拠についてのご質問です。こちらの障害福祉サービスの訪問・相談系のサービスのみ、東京都からの間接補助というスキームであるため、東京都の障害者施設等物価高騰緊急対策事業に準じまして、ご利用者1人当たり

5,040円としたものでございます。東京都の算出根拠です。東京都は、国による令和元年度の障害福祉サービスの利用実態調査の事業者への光熱費の支出額を算出しまして、その算出額に、令和4年の4月から7月の物価高騰指数の平均を乗じた額を算出し、1日当たり割り返した額が42円ということで、その額に稼働日数120日を乗じまして、5,040円としたということで、これは東京都の算出根拠に基づくものでございます。

2点目は福祉タクシー券のデジタル化のご提案についてでございます。副委員長ご指摘のとおり、確かにデジタル化にすればすごく利便性が向上するかとは思いますが、そういった声は特別区の課長会の中でも話題になっておりまして、なかなか品川区だけで進められることではございませんので、今後とも検討していくべき課題だと認識しております。

#### ○若生健康課長

公衆浴場支援金に関して、2点ご質問いただきました。まず1点目の支援の声があったかどうかというところでございますが、区のほうに直接公衆浴場なり、組合からお声をいただくということは、今まではなかったところなのですが、東京都の支援金のほうが、補正予算でもう既に行われているものがありまして、その申請で東京都のほうに品川区のある浴場が問合せをした際に、品川区ではやっていないので残念なんだよねというようなお声があったということ、都の担当者経由で私どもには入ってきているということがございました。

また、2点目のご質問で、特別区で一斉に行っている状況かどうかということなのですが、10月に調査を行った結果によれば、特別区内では、物価高騰に限らず、それ以前のところからやっている区もあるのですが、23区中13区が何らかの公衆浴場に対する支援をしているというような状況は分かっています。また、毎月特別区の課長会のほうで集まった際に情報共有しているのですが、やはり今回、第4回定例会のほうで、その燃料高騰に対する補助を検討している、もしくは上程したというような情報が区のほうにも入ってきているような状況です。

#### ○あくつ副委員長

ご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。タクシー券のデジタル化ということは、ぜひ進めていただきたいなと思います。

算定の根拠もよく分かりました。ありがとうございます。

公衆浴場については、やはり私の地域でも年々減ってきて、昔から行っていたところがなくなってきているところもあって、やはり一定程度、これは必要な方たちもいらっしゃるのでは、このようなことは折に触れて、最後お声があったということでしたけれども、しっかり聞いていただいて、前向きに進めていただければと思います。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○石田委員

先ほど介護のほうの事業所支援のところ、物価高騰の支援金の対象に訪問系は入っていないということだったので、これはなぜ入っていないのかなという、そこだけお答えをいただきたいなと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

私から、訪問系がなぜ支援金のほうに入っていないかということについて、お答えさせていただきます。

今回夏頃に物価高騰というところで、電気、ガス、あとガソリン代というところについて、各事業所に調査をさせていただいたことがあります。そのときに、やはり訪問系となりますと、事務所がそれほど大きくないので、電気やガスについての影響が少なかったというところと、訪問系ですと、車を使ったりなどというところがあるとは思いますが、そこにつきましても、ガソリン代については、国のエネルギー庁の価格高騰の補助金が投入されている影響もあるのか、それほど影響がないと報告が上がったというところがございます。そういった背景がありまして、今回は通所系と入所系の支援金というところに限定をさせていただいた次第です。

区としてはそういった判断をして作業を進めていたところ、ここに来て、東京都のほうでは、訪問系につきましてもの1台当たりの支援金というところで、ガソリン代に相当する補助金を直接補助という形で、事業者から申請を受けて補助を出しますというものを今回ホームページにアップされていて、第3回定例会で議決されたようですので、そういった施策もしておりますので、その辺りのところで訪問系についてはカバーできるのかなというところで認識しております。

#### ○石田委員

訪問系の方も、コロナにかかってしまって自宅待機のような在宅の方のケアをされて、その防護服などの支援も今出していない状況の中で、本当に激務ですということで訴えがあったもので、ここで物価高騰の支援がなかったとしても、また別の形で何か支援できないものかなと思ったので、東京都のほうではそのように別の形で出されるというところではよかったと思います。ぜひ積極的に区として進めて、支援していただきたいなと思いますし、先ほど高橋委員からもありましたけれども、従事されている皆さんというものも、本当にこのコロナで、東京都で感染者がまた2万人を超えた状況ですので、本当に大変な中で業務に当たられています。ぜひ当たられている方への支援というものも、再度していただけたらなと思います。要望です。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにご質疑等ございますでしょうか。

#### ○いなぎ委員

公衆浴場のところで聞きそびれてしまったのでお尋ねをしたいのですが、歳出の12か月というものが、今年の令和4年の4月から、来年の令和5年の3月までの1年間で、遡っての支援金ということでよろしいのでしょうか。

#### ○若生健康課長

支給対象月が、令和4年、今年度の4月に遡って、そこから12か月、来年の3月分までを一括で支給するというような形で考えてございます。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにごございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

#### ○渡辺委員

賛成します。

#### ○あくつ副委員長

賛成いたします。

○石田委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○いながき委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成です。

○せお委員

賛成です。

○高橋（伸）委員長

それでは、これより第101号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

健康課長、生活衛生課長はご退席いただきまして結構です。ありがとうございました。

---

1 請願・陳情審査

(1) 令和4年請願第15号 補聴器購入費助成制度を求める請願

○高橋（伸）委員長

次に、予定表3の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和4年請願第15号、補聴器購入費助成制度を求める請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○高橋（伸）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○川原高齢者地域支援課長

それでは、私より、この請願についてのご説明をさせていただきます。

加齢による難聴については、難聴が原因でコミュニケーションが不足し、その結果として認知症などにつながるケースがあることについては、区としても認識をしております。高齢者の社会参加の低下を招くことにつながるおそれがある一方で、補聴器の装用に当たっては、機器の選択や使用方法に関する正しい知識が不足をしているという調査結果がございます。今後、高齢者の社会参加の支援や、認知症予防の取組を進めていく中で、補聴器に関する正しい知識の普及啓発を医療機関や業界団体と連携して

進めていくことが第一に重要と考えております。その上で、他の自治体の情報を収集しながら、高齢者の活動の場や介護予防事業などにおいて、耳の聞こえに対する十分な普及啓発を行った上で、加齢性難聴者への補聴器助成制度の在り方について、現在検討を進めているところでございます。

#### ○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

#### ○石田委員

品川区は、補聴器購入費助成制度の実施に向けて取り組むということで進める中で、実施かなと思いきや、すぐに実施ではないのだなというところで、この請願にもありますけれども、要は新年度から本格実施できるようにしてほしいという思いは私も同じです。

それで、まずは正しい知識の普及啓発というようにおっしゃっているので、具体的に正しい知識とは、この請願の中にもあるのですけれども、耳の聞こえが悪くなってきたということが、なかなか自分でも周りでも気づきづらいので、区としてもチェックリスト、チェックシートをつくり出したということも伺ったのですが、そのようなことから始まり、それで受診をして、では補聴器が必要になったといったら、補聴器の正しい使い方というのですか、この正しい知識の普及啓発というものは、補聴器を装着するまでの全ての知識のことなのか、この正しい知識の具体的なところを教えてくださいのだけれども。

#### ○川原高齢者地域支援課長

正しい知識の内容の詳細についてのご質問でございます。まず私どもが今普及啓発として行っている介護予防事業や、様々な講演会を通じて、耳の聞こえに対するチェックリストのチラシの配布を行っているところでございます。まずはご自身で耳の聞こえについて異常というか、何か気になるところはないかというところを知っていただくこと、そして知った上で、ご自身のかかりつけ医を受診していただくというところをまず進めているところでございます。

補聴器の装用に当たっては、今現在、医師の診断を受けなくても自由に購入できる形もございますので、補聴器を触ったり、フィッティングしたりという機会があるかと思うのですけれども、区としましては、まずかかりつけ医を見つけて耳鼻科に行ってください。耳鼻科の中で補聴器の相談医を見つけましょうというところで、普及啓発しているところでございます。

知識の部分に関しては、補聴器にはいろいろな種類がございますので、そういった知識に関しては、区では情報を共有するにも提供するにも限りがございます。現在補聴器の販売店協会ですとか、補聴器利用者団体のヒアリングをしているところでございます。その上で、どのような形で情報を提供していくことがよろしいかというところを固めているところでございます。

#### ○石田委員

分かりました。そうすると、様々、補聴器相談医や認定補聴器技能者等々と連携してということもあったのですけれども、そうすると、この補聴器相談医がここにいるというところでのリスト的なものや、何かそのように積極的にどんどん区民の皆さんが、聞こえが悪いという、チェックリスト等を通じて自覚してもらって、それでそのような補聴器相談医がいるところに受診してもらって、その流れを区としてつくってほしいなと思うのです。個人任せにせず。ですから、それが認知症予防にもつながっていくということを区もお認めになられているので、そういった流れをつくっていただきたいなと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

### ○川原高齢者地域支援課長

補聴器相談医への流れをつくっていただきたいというご質問でございます。現在、品川区医師会、あとは荏原医師会の先生と、その辺りはお話をしているところでございます。各医師会のほうに補聴器の相談医の先生がいらっしゃいますので、相談医の先生と情報提供の仕方、また、そのリストの在り方等については、現在意見聴取を行っているところでございます。

### ○石田委員

今はそのような調整や協議を重ねているというところだと思うのですが、やはり制度実施というようになっていくに当たっては、区もこれまでもやってきたと思うのですが、制度をつくったとしても、それが利用されて、しかも補聴器が正しく利用されないと本末転倒だとおっしゃっていたと思うので、そのようなところでは、その準備段階というものはいいと思うのですが、私たちは一般質問のほうでも指摘させていただいているのですが、その流れを全部制度の中に入れ込むと一気に進んでいく。制度を利用しようとする、補聴器購入費助成制度を利用しようと思うと、まずは相談医のところに受診し、それで補聴器の購入が必要になり、そしてその補聴器購入費が助成され、そうしたらその後のフォローも、本当に細かい調整が何度も必要だということが、この制度の中で一くくりになっていると、その補助制度を使った時点でレールに乗るというのですか、ですから、正しい知識の普及啓発もそこで進んでいくのではないかなと思うのです。ですから、港区などはまさにそのような例だと思うのですが、この補助制度を使うことで、正しい知識も普及啓発されていく、フォローアップもされていくというようになると思うので、そのような枠組みにさせていただきたいなど。そうすると、もうすぐに進められるのではないかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

### ○川原高齢者地域支援課長

枠組みの話でございます。現在は、まずは私ども普及啓発というところで捉えております。委員のおっしゃるとおり、助成して補聴器を購入したところが終わりではございません。まずはそこから、いかに使いこなせるかというところが、100人いたら百通りのフィッティングが必要というように認定技能者からも言われております。購入するありきではなく、購入の前段階で、購入に当たってどういったところを気をつけなければいけないか、購入後どういったところを自分で行わなければいけないか、フィッティングの方法も含めて、そういったところも事前に知識として提供できるような形では考えてございます。

### ○石田委員

私たちとしては、早急にこの補聴器購入費助成制度、実施していただきたいと思っているのですが、そうすると、この正しい知識の普及啓発というものは、大体いつぐらいまで、何というのですか、どの辺で実施していこう、そのためにはこれが今必要で、このような準備が必要だというようなものがあると思うのですが、実施の目標というものはあるのか、それと、そのように検討を重ねていく中で、やはり実施しないということがあるのか、そこもちょっと併せて伺いたいのですが、

### ○川原高齢者地域支援課長

実施までに向けてのご質問でございます。区といたしましては、助成の実施に向けて、現在検討を進めているところでございます。実施に至っては、区のほうと、医師会の調整、協力がなくてはならないものですので、現在そのような形で現在進行形で、いつまでに検討を終わらせて助成ができるかというところも、現在進行形で話を引き続きしているところでございます。

### ○石田委員

分かりました。調整されているというところではいいのですけれども、本当に実施されるのかなということがすごく不安で、実施に向けて、今様々やられているということです。そこは否定しないのですが、ぜひ来年度から、新年度からというようにこの請願書にもありますけれども、そこに向けて、来年度実施できるかどうかということも今の段階ではもう全く分からないということですか。教えてください。

**○川原高齢者地域支援課長**

実施に向けての、来年度できるかというところのご質問でございます。来年度の実施に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

**○高橋（伸）委員長**

ほかにございますか。

**○いなぎ委員**

すみません。今医師会の調整が必要というお話だったのですけれども、具体的にどのような調整が必要で、どこが難航しているかなどということは分かるのですか。

**○川原高齢者地域支援課長**

調整の内容についてのご質問でございます。現在の時点で、何か大きな壁というか、変更というところでは、今起きてはいないのですけれども、実際に助成をする前にいろいろな聴力の検査ですとか、細かい事務のところの話合いをしているところでございます。大きな壁というところは、現時点ではまだございません。

**○高橋（伸）委員長**

ほかにございますか。

**○あくつ副委員長**

確認ですけれども、本年第2回定例会の一般質問で、私どもの会派から、先ほどのご答弁のとおりなのですが、このような質問をしてこのようなご答弁がありました。認知症予防や社会参加支援の観点から、専門機関、業界団体とも連携をして、補聴器の有効性を確保した上で、購入費の助成など認知症予防施策の一重の取組を求めます、このようなことで求めまして、濱野健前区長からのご答弁ですが、今後高齢者の社会参加支援や認知症予防の取組を進める中で、補聴器に関する正しい知識の普及啓発を医療機関や業界団体と連携して進めていくことが重要と考えております。その上で補聴器の購入費助成の実施に向けて取り組んでまいりますと。先ほどのご答弁と全く一緒のところまで来たというところで、このときの一般質問では、自民党からも同じ趣旨で、認知症予防の観点、社会参加の観点からということで、同じご答弁を初めていただいたと。前向きなご答弁をいただいたというところは確認させていただきました。

先ほど質疑の中で、来年度の実施に向けて検討をされているということが聞こえたのですけれども、そのとおりでよろしいのかどうか、それだけ確認させてください。

**○川原高齢者地域支援課長**

副委員長のご指摘のとおり、実施に向けて、今取り組んでいるところでございます。

**○高橋（伸）委員長**

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず令和4年請願第15号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、



あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

#### ○渡辺委員

結論を出す、不採択でお願いします。

というのも、今の明確なご答弁があったように、本会議一般質問等への答弁、方向性が出ている、そして今回の請願項目に一致するものが、既にもう今年示されていて、取り上げるまでもないものとして好意的に私は捉えたので、そのような意味で取り上げずということです。

#### ○あくつ副委員長

結論出す、不採択でお願いします。

今の渡辺委員からの、自民党の意見と同じで、私どもからの要望に答弁のとおり、今その段階まで来たということで、来年度からの実施を目指しているという答弁をいただきましたので、その上で取り上げる必要はないということで、不採択とさせていただきます。

#### ○石田委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

来年度実施に向けてということでありましたので、本当によかったなと思います。ぜひ本当に、来年度でも早いうちに実施していただきたいなと思いますし、それを議会としても後押ししていきたいと思いますので、採択でお願いします。

#### ○木村委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

いろいろと高額な費用もかかるようではすけれども、本当にそれが、区民の皆さんが、実際に難聴なのか、そのような意味では聞こえづらくなっているのかどうか、そのような検査というものをしっかりやってもらうべきで、まだ時期尚早と思っています。

#### ○いながき委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

先ほど区のご答弁にもあったように、この請願の趣旨は区のご答弁にも沿っている話だと思うので、私は採択でお願いします。

#### ○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

ご説明、答弁もいろいろいただきまして、来年度から実施ということで検討を進めていると。そのための準備を今進めているということでもありますので、この請願は不採択ということです。

ただ、2つだけ。1つは、今ご準備されているということなのではすけれども、来年度ということは令和6年の3月までありますから、できるだけ早い時期に実現していただきたいということと、もう一つは、今随分準備で苦勞されている、いろいろなところの調整が必要だと思います。そういったところの、何というのですか、制度を導入するに関しては、そごのないように十分な準備をお願いして、少し早くということと準備をしっかりとすることは矛盾しますが、両方を確立させるような形で進めていっていただきたいと思います。

#### ○せお委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

様々、今ご答弁などありましたが、購入費助成というものがしっかりと効果を発揮するように、そこは丁寧に今進められていると思いますけれども、丁寧に準備をしていただいて、早期に実現するようにお願いしたいと思います。

**○高橋（伸）委員長**

それでは、本請願につきましては、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○高橋（伸）委員長**

それでは、本件は結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和4年請願第15号、補聴器購入費助成制度を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**○高橋（伸）委員長**

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

(2) 令和4年陳情第60号 高齢者住宅の増設を求める請願

**○高橋（伸）委員長**

次に、(2)令和4年陳情第60号、高齢者住宅の増設を求める陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

**○高橋（伸）委員長**

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

**○川原高齢者地域支援課長**

それでは、私より、この陳情についてのご説明をいたします。

区内には、建設型3棟、借り上げ型7棟、計10棟、223戸の高齢者住宅がございます。高齢者住宅のうち、建設型の3棟については、老朽化への対策が必要となっております。全ての高齢者住宅の維持管理には、令和4年度予算で約1億9,700万円の経費が現在必要となっております。そのため、区では、高齢者住宅に限らず、サービスつき高齢者住宅や民間賃貸住宅へのあっ旋など、総合的に住宅施策を行っているところでございます。

つきましては、現在のところ高齢者住宅の増設の予定はございませんが、民間賃貸住宅においては、高齢者の住まいの確保として居住支援協議会とも連携をし、民間賃貸住宅のあっ旋としまして、高齢者住宅あっ旋事業を進めてまいります。あっ旋事業については、令和3年11月より、住宅確保要配慮者入居促進事業と連携しまして、民間賃貸住宅への入居にお困りの高齢者の方に対し、礼金等の助成を行っておりますが、利用の対象となる方の要件を一部緩和して、今回受入れを拡充しております。

次に、高齢者住宅の補欠登録者募集の年間の実施回数につきましては、空き室が出た場合の補欠登録として受け入れる数に限りがあることや、申請の際は高齢者がご自身で庁舎へ来庁し、ご申請をいただくことで、申請者の状況の把握と要件の確認をさせていただいた上で、その方のご自宅へ伺って実態調査を行っているなどの事由によりまして、今後も引き続き、募集の回数については年1回の募集といたします。

なお、立ち退きなどの事由により、早急に住み替えが必要となった高齢者への対応につきましては、先ほど申し上げました高齢者住宅あつ旋事業の中での住宅の情報提供などを行いまして、高齢者の住宅の相談に引き続き丁寧に対応してまいります。

区としましては、高齢者が安心して品川区に住み続けられるよう、様々な施策を展開し、支援をしてまいりたいと考えてございます。

#### ○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を伺います。ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

#### ○石田委員

高齢者住宅の増設を求める陳情ということで、私たちも高齢者住宅の増設は求めてきていたところですので、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、区には建設型が3棟、借り上げ型が7棟ということで、全部で223戸ということでした。それで、高齢者住宅として品川区内にはあるということですが、このさらなる増設というところでの検討というものは、どのような形で、要は部署の中かどうか、部の中で、高齢者住宅の増設が必要かどうかとか、そのような議論がされることは1年を通してあるのでしょうか。そのようなものは全くなくて、増設は必要ないという立場なのか、そこを伺いたいと思います。

#### ○川原高齢者地域支援課長

増設についての区の考えに対する質問でございます。現在増設の予定は、先ほど申し上げましたとおりございませんが、公的な住宅に関しましては、やはり財源の確保、土地の問題等、様々な問題がございますので、こちら引き続き研究が必要となってくるのですが、直近で必要な住宅に困っている困窮者の方に対しては、先ほど申し上げた高齢者の住まいの確保ということで、民間賃貸住宅へのあつ旋というところを現在拡充してございます。実際にいらっしゃる相談者の方には、こちらをご紹介させていただいて、実際に実績にも結びついている形でございます。ですので、増設というものから新しい事業への展開という形で進めております。

#### ○石田委員

新しい高齢者住宅のあつ旋の支援事業はあるということなのですが、やはり区が責任を持って、高齢者住宅という高齢者の安心した暮らしを確保していくということは、引き続き大事なことで、そのような民間の住宅のあつ旋とともに、やはり高齢者住宅も必要だろうと思うのです。先日、11月にも、今年最初で最後の募集があったと思うのですが、この間の経年的な高齢者住宅への募集、要は申請と入居可能戸数が、昨年、一昨年、入居可能な戸数が何戸生まれていて、そこに何人が申請をして、それで何人が入れて、何人が未解決なのかということが分かる形で教えていただけないでしょうか。

#### ○川原高齢者地域支援課長

入居状況に関するご質問でございます。入居可能な戸数というところは、実際には時差がございませ

て、今お住まいの方が退居されてから、次に新しい方がお住まいになるには、一部補修や軽微な工事が必要となってきますので、そこを一概に、現在何戸というようにはちょっと申し上げられないので割愛をさせていただきますが、今年度の入居の状況に関しては、現時点で18名の方に新たに入居をしていただきました。その方とは別に、案内中ですね。間もなく補修工事等が終了して、空きますよというご案内をできる方が、18名とは別に4名いらっしゃるような形です。待機の方は38名いらっしゃる状況ですが、この年度内に辞退をされた方も5名ほどいらっしゃいます。ほかの住宅への転居、民間・公営住宅への転居や、あとは施設への入居をされた方などがいる状況でございますので、お待ちの中でも辞退される方は一定数いるような状況でございます。

#### ○石田委員

そうしたら、今年の11月に申し込んだ方は何人いらっしゃるのかということをお尋ねしておきたいということと、去年申し込んで今年度入られている方が18名、それでプラス4名で、入っていない方が38名ということですね。そうしたら、そのもう1個前も分かれば伺いたいのですけども、おとし申し込んで去年入り始めた、また入れなかったという、経年的な数を伺いたいと思います。

#### ○川原高齢者地域支援課長

すみません。ちょっとおとしの状況については、今手持ちの資料がすぐに出ないのですが、今年度の申込みの状況という形でよろしければ、今年度の状況、令和4年度申請ですね。令和5年度入居希望の方の申請の状況をご説明させていただきます。

今回申請がありました方は、65名でした。実態調査という形で、ご自宅の老朽具合などの確認をしている調査対象の方が51名いらっしゃるの、差し引き14名の方は、その前の年からの待機の方で、引き続き来年度入居に向けてご申請をしたという実態でございます。

#### ○石田委員

大体毎年60から70名の方が申し込んで、大体20名まではいかないぐらいの方が入れるという状況になっている。ですから、40名近くの方が毎回未解決というか、要は立ち退きを受けていようが、劣悪な環境に住んでいようが、高齢者住宅には入れないという方が40名前後、毎回大体おられるかなと思うのです。そのような方々は、要は未解決ということで、立ち退きを受けていけばそれこそ行き場を失いますし、劣悪な環境であれば、継続して住むということが健康的にも大変不安な状況というところだと思えるので、そのような方々が毎年40名前後出る、そのような方々のフォローというものは、先ほど言っていた民間住宅へのあつ旋という形で行われるのですか。それで、入居するところまでのめどというものがつくような形のことを区として提案していただいたりはするということなのですか。

#### ○川原高齢者地域支援課長

職員がお一人一人ご相談に乗って、寄り添った内容でその方に合った提案をさせていただいておりますので、本当にすぐに引っ越さなければいけないとか、困窮している方ですとか、そのような事情で、立ち退き要件などですぐに出なければいけない方は、先ほど委員おっしゃったようなあつ旋の事業ですとか、そちらのほうのご紹介しております。一人一人ご相談に丁寧に対応しているような状況でございます。

#### ○石田委員

あつ旋のほうで、紹介をして、そちらで住まいを見つけたとして、そのような方々の家賃というものは、高齢者住宅というものは、収入に応じて家賃が決まっていると思うのですけれども、大体の方だと一番安い段階で家賃が済んでいると思うのですが、民間のほうに入られた方の家賃との差というものは

あるのでしょうか。大きくあるようであれば、やはり高齢者住宅がいいというようになっていくと思うのですけれども、民間のほうに高齢者住宅としてあつ旋した方との家賃の違いというものはどれぐらいあるのでしょうか。

#### ○川原高齢者地域支援課長

家賃の違いについてのご質問でございます。お一人お一人の細かい家賃の状況までは、ちょっとこちらでは分かりかねるのですけれども、希望の家賃額というものをその方のご意見、希望欄のところに書いてございますので、それに見合ったものを不動産会社を通じて紹介をいただいているところでございますので、無理に高い家賃のところにお住まいになっているとか、そういったところはございません。

#### ○石田委員

やはり住宅に困窮されている方々、高齢者のみならずいらっしゃるのですけれども、この家賃が高いということが都心の本当に住み続けるというところでは困難なところだと思うのですが、そのようなところを支援していくという、住居を確保していくところでの支援として、高齢者住宅や区営住宅、また公営住宅があると思うのです。ですから、こういった住宅をさらに増やしていくということが、今後高齢の方も増えていきますので、そして年金も減っていく、減らされていくという中で、家賃があることが厳しいということで、少しでも家賃が安くなれば生活保護にかからずに生活ができるというところでは、高齢者の方の生活を支援するというものに本当になると思うのです。ですから、高齢者住宅の増設、今のところ考えていない、検討はしていないということですが、ぜひ検討していただきたいなと思いますし、あと陳情項目の年1回の募集、私もこれは本当に、毎年毎年この時期にタイミングよく、立ち退きや劣悪な環境に住んでいるという状況が生まれれば、それこそ高齢者住宅に申し込めるのですけれども、そのようなタイミングではない方も多々いらっしゃると思いますので、年に1回にしている理由、それと特養ホームなども年に2回申請できると思うのですが、そういった形でもう少し柔軟に対応していただけないかと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

#### ○川原高齢者地域支援課長

募集の回数についてのご質問でございます。募集の回数は年1回というところで、今後も予定をしております。先ほど答弁で申し上げた理由と重なってしまいますが、こちらのほうは高齢者の方がご自身で庁舎のほうにまずお越しただいて、申請者のご状況確認からさせていただくこと、面談のような形で申請いただく上で、いろいろな聞き取りをしていただいていることと、自宅に伺った上で実態調査を行っていることということで、事務も、申請の方にとってもいろいろな書類をそろえていただく必要がございますので、これを年に2回にしてしまうと、その辺りが申請するお方にとってもハードになってしまうというところと、私どもも年に1回の把握ということにさせていただいて、どうしても受入れの数には限りがございます。これを年に2回としたところで、受け入れられる人数が増えるわけでもございませんので、そのタイミングに一致しない方に対しては、先ほど申し上げたあつ旋の事業のところと、またそのほかにご相談に乗らせていただいているところでございます。

あと特養のところの年に2回の募集ということをおっしゃっていたのですが、ここは申込みの受入れ人数等の違いが、結構違います。300人程度の申込みと入居者数というところ、特養のほうはかなり数値が動いてございますので、高齢者住宅はもう少し小規模なところで動いているところでございます。ここは募集回数は特養のほうとは一致をせず、引き続き年に1回ということにさせていただくところでございます。

#### ○石田委員

実態調査等に高齢の方が対応するのが、年2回あると大変だということなのですが、何といたうのですか、立ち退きであれば住まいを失うということになるので、そこは高齢者の方も、実態調査等々を受けながら、やはり住まいの確保を進めたいと思うと思うのです。ですから、そこを2回やってみて、やってみてということもあれですけれども、高齢者の方が大変だということではなくて、住居を確保するところでの2回というものは、必要なのではないかと思うのです。申込みとして2回できる、2回というか、要はタイミングです。申し込めるタイミングをもう1回増やすということで、年の最後のほうの11月だけが申込みになっていれば、そのタイミングで立ち退きを迫られた方々しか申し込めない。でも、それが毎年70人前後いるというところでは、もっと、もう1回増やすことで、11月より手前に立ち退きを受けた方などが、タイミングよく申し込めるということになるので、せめてもう1回ぐらい増やすべきだと思うのですが。住まいの確保の機会をしっかりと確保するということは、区としては、住宅確保の高齢者、しかも立ち退きを受けているような方へのということには必要ではないかなと思うので、私はせめて年に2回していただきたいし、複数回やっていただきたいと思っています。この年に1回ということの理由が、ごめんなさい、聞こえづらかったので、もう1回ご説明だけお願いします。

#### ○川原高齢者地域支援課長

年に1回の募集の回数について、もう一度申し上げたいと思います。募集の実施回数について1回とさせていただいている理由としましては、空き室が生じた際の補欠登録として受け入れる数に限りがあること、そして申請の際は、高齢者ご自身で庁舎のほうへご来庁いただき、申請をしていただくことで、職員が申請者の状況把握と要件の確認をして、ご自宅へ伺った上で実態調査をさせていただいております。実態調査の中では、老朽具合であるとか、その住宅の困窮度によりまして、審査会を実施して優先順位をつけてございますので、それが年1回とすることで安定的な順位がこちらのほうで把握ができるので、お住まいの状況、空き室の状況によって、次どの方をご案内するかということを明確にしている形でございます。ご意見として年に2回ということは承らせていただいて、検討したいと思います。

#### ○石田委員

やはり高齢者住宅がもっとあれば、募集の回数も増やしていけるだろうし、そうすると高齢者の方が行き場をなくすということも減るといふことに、やはりつながっていくので、大本のところ、やはり高齢者住宅を増やしていくということが必要なのではないかなと思うのです。それで、毎年40名前後の方が未解決のままに終わっていくわけですから、ほかのサービスにつなげていくということもありますけれども、高齢者住宅があれば、そこがやはり一番安心ですし、暮らしを確保、安心を確保できるということにつながりますので、区がそこに責任を持つということは当然のことだろうと思います。ぜひそこは、増設とともに申請回数を増やすという方向で進めていくことができると思いますので、そこは進めていっていただきたいなと思います。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○いなぎ委員

年1回というお話だったのですけれども、それは11月に申請があつて、その後ですごく逼迫した状態が起きた方々のケアができないという石田委員のお話だったと思うのです。ですから、そういった方たちへの、要は新規という形で、大きく申請ということは年に1回でもいいと思うのですけれども、その後本当にすぐ立ち退きなどで逼迫をされた方たちへの、個別といたらいいか、新規で1人だけ、

本当にこの人は優先順位を、たしか募集のときに優先順位をつけるというようにお話を聞いたのです。ですから、本当に優先するべき方であるならば、新規という形でお一人やお二人であれば対応はできるのではないかなと思ったのが1つと、高齢者住宅というものは手すりがあったり、人感センサーがあったり、緊急通報があったり、あと管理人室があって、見守りもプラスされているというように伺ったのです。そのような部分も求めての、この増設ということなのではないかなと私は思ったのですけれども、もちろんこの高齢者住宅あつ旋事業、本当にすごくいい事業だなと思って、横串で課をまたいでの事業なので、本当にすばらしい、これはぜひ進めてほしいなと思ったのですが、でもその一方で、やはりそういう見守り的なものを必要とされる方たちが、もしかしたらこの高齢者住宅の増設を求めていらっしゃるのかなと思ったので、ただ、募集回数を増やしただけでは、常に毎年何十人か入れない方が出てきてしまうということは、やはり住宅そのものが足りていないのではないかと思うので、これ借上げのものなどもあるというように聞いているので、そういったものを増やしていくという方向ではどうか。区の直営だとお金がかかり過ぎてしまうなどあるかもしれないのですけれども、借上げの住宅などであれば、大家さんとお話をして、そういった方向に持っていける可能性はあるのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

#### ○川原高齢者地域支援課長

2点のご質問をいただきました。1点目は本当に困窮、逼迫して引っ越さなければいけないという方についての対応です。こちらの高齢者住宅の募集に関しては、今11月に募集の申込みをした方でも、住めるのは年度で受付をしておりますので、どれほど早くても来年、令和5年の4月以降の入居という形になります。それこそ本当に一、二か月で立ち退きを迫られているという方に対して、今、現状コロナの関係か、立ち退きのほうはすごく、実は少ない状況なのです。でも、そういった方がもし仮にいらっしゃるとしたら、先ほど申し上げた賃貸住宅へのあつ旋というところを丁寧にご紹介をさせていただく形で考えてございます。

2点目、借上げの高齢者住宅の増設というところに関しては、国や都の動向、あとほかの自治体の情報も入れまして、検討してまいりたいと思います。現時点で増設ということは、今の時点ではございません。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○あくつ副委員長

様々ご説明ありがとうございます。高齢者住宅のニーズというものは我々も伺っているところなのですが、先ほどのご説明の中で、基本的には今増設は考えていないということ、既存の高齢者住宅を活用するということと併用して、民間の賃貸住宅のあつ旋事業等を拡充しているというようなことでした。ご説明の中で、高齢者住宅あつ旋事業については、一部何か条件の緩和もされているということのご説明があったのですが、それがどのように具体的に緩和をされているのか教えてください。

#### ○川原高齢者地域支援課長

民間の賃貸住宅あつ旋への条件の緩和の内容でございます。昨年度までは、お申込みができる方は、立ち退きですとか、劣悪な住宅に住んでいるですとか、保証人がいないなどで賃貸を今度契約更新をしたいけれども拒否されてしまっている、そして高額家賃で契約が困難という方のみを受付をしていたところなのですが、今年度からはどなたでもということはあるのですけれども、65歳以上で、かつ品川区に2年以上お住まいの方については、申請ができるような形で拡充をさせていただきました。

## ○あくつ副委員長

ありがとうございます。現実的に考えて、私もいろいろなご環境の中であり、都営住宅とか、こうした高齢者住宅などというものは、やはりなかなか倍率が高いというところの中で、民間の住宅をお勧めし、伴走型の支援、先般の一般質問でもこの議員からありましたけれども、一緒に付き添って不動産屋に行ったりしていただいているのですが、その中で、この前のお話になりますが、居住支援協議会の中でも話題になっている、そのような課題となっている部分、居住支援法人と提携して、そのような民間住宅へのあつ旋の仕組みの拡充、引っ越し等も含めて、それはぜひお願いしたいと思います。

先般の一般質問、これちょっと所管質問になってしまうかもしれないのですがけれども、その辺り、NPO法人等の活用のようなことについてもお考えいただけるようなご答弁もたしかあったと思います。その辺り簡単に、お考えがあれば再度教えてください。

## ○川原高齢者地域支援課長

居住支援協議会には、区のほうとは別に東京都のほうの居住支援協議会に、私のほうもオンラインではありますが参加をさせていただいております、まずはどういった居住支援団体がいるかというところを今調べているところです。残念ながら区内には団体がないのですがけれども、ほかの自治体がどのような形で進めているかという調査をして、研究をしているところでございます。

## ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## ○高橋（伸）委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず令和4年陳情第60号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

## ○渡辺委員

自民党、結論を出すで、扱いは不採択でお願いします。

それぞれ課題の指摘、すぐには増設等難しい課題も含めて、また、その間もあつ旋の事業、あるいは受入れの拡充の説明もありましたので、その点から踏まえて、不採択という結論でお願いします。

## ○あくつ副委員長

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほどの質疑のやり取りのとおりでございますが、区のお考えも一定程度理解ができ、経費の話も最初出しましたがけれども、そのようなところで民間の活用というところによりいっそう力を入れていただきたいという意味を含めての不採択ということです。

## ○石田委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

やはり住宅に困窮する高齢者の方への住まいの確保を区が保障するというところでは、民間のところのあつ旋もありますけれども、それと併せて高齢者住宅をさらに増やしていくということが、さらに安心に必ずつながっていきますので、そこは増設していただきたいし、申請回数も増やしていただきたいと思います。



### ○木村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

区民の皆さんからいろいろな声が上がっている、その声を大事にしていくことは、これは大変すばらしいことだと思っていますけれども、今区内にあるそのような住宅、今エレベーターがないようなところもあるように書いてありますが、まずはそのような住みやすい住宅にしていくことが最優先ではないのか、このように思っております。そしていずれ、それでもどうしても足りない場合には致し方ないと思いますけれども、何分にもそのお金というものは、区民の財産でもあるということを考えますと、むやみやたらに、むやみという言葉は失礼な言い方ですが、慎重に使うべきではないかというようなことです。それで不採択でお願いします。

### ○いながき委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

やはり住宅は、心身の健康面からとても重要な部分だと思います。ただ、増設をしないことには、募集回数を増やしてもご希望に沿えないのかなとは思いますが、高齢者住宅のあつ旋事業、それもお伝えをしつつ、でもやはり高齢者住宅、見守り等のきちんとしているものを求めていらっしゃると思うので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

### ○高橋（し）委員

結論を出すでお願いします。取扱いは不採択でお願いします。

いろいろご説明いただいて、課題も指摘していただいて、その一方で、現状でできることを様々取り組んでいるということも説明いただきました。高齢者住宅の増設ということも含めて、これは要望なのですけれども、高齢者施策という全体の大きなものの中で研究していただきたいと思います。

### ○せお委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

品川区は土地が限られているというところの問題もありますし、新設などに関しては、そういったところを考えて、やはり区全体の需要のバランスを考えていかなければいけないのかなとは思っています。ですから、新設に関しては、区全体で議論していただきたいと思いますと考えています。先ほどもお話がありましたあつ旋など、そういった今ある事業を申請して、かなわなかった方には丁寧にご説明を引き続きお願いしたいと思っています。

先ほどあくつ副委員長からもお話がありましたけれども、私としましても、民間の活用をぜひ広げていただきたいと思いますなど、そこは要望して終わりたいと思います。

### ○高橋（伸）委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、その取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### ○高橋（伸）委員長

それでは、本件は結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決をいたします。

それでは、令和4年陳情第60号、高齢者住宅の増設を求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

**○高橋（伸）委員長**

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

(3) 令和4年陳情第64号 八潮に暮らす高齢者が健康づくりと生きがいに利用できる入浴設備のあるシルバーセンターの整備を求める陳情

**○高橋（伸）委員長**

次に、(3)令和4年陳情第64号、八潮に暮らす高齢者が健康づくりと生きがいに利用できる入浴設備のあるシルバーセンターの整備を求める陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

**○高橋（伸）委員長**

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

**○川原高齢者地域支援課長**

それでは、私より、この陳情についてのご説明をさせていただきます。

区内には、現在シルバーセンターが11か所、ゆうゆうプラザが4か所、建設中のものが、ゆうゆうプラザで1か所ございます。ゆうゆうプラザとは、区民の身近な憩いの場、交流の場として、高齢者の健康の維持増進、生きがいを支援し、高齢者と他世代の区民との交流を図る施設として、老朽化したシルバーセンターの改築後に転換を図ってきております。

他地区のシルバーセンターが、改築後に多世代交流支援施設へ転換をしていることから、世代に関係なく、これらの施設をぜひご利用いただきたいと思っております。施設を新たにつくるということにつきましては、区全体の施設の配置バランスなどを踏まえた整理、検討が必要であると認識しております。また、八潮南特養ホームの改修計画においては、入浴設備のあるシルバーセンターを設置する予定は、現在のところございませんが、地区内には全ての年代の方にご利用いただける活動の場として、八潮地域センターやこみゆにていぶらざ八潮がございます。また、八潮地域センター内にある敬老室のほうでは、高齢者の方が団体登録の上、無料でご利用をいただいております。

区といたしましては、高齢化が進む中、超長寿社会に対応する視点を踏まえて、地域における共生社会の実現を目指しており、高齢者に特化した施設ではなく、幅広い世代の方にご利用いただく施設をつくってまいりたいと考えております。

**○高橋（伸）委員長**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

**○石田委員**

八潮に入浴設備のあるシルバーセンターをという請願、陳情は何度も出されてきているところです。そのたびに地域のバランスだったり、八潮のまちづくりという検討もされておりますのでとか、そのよ

うなことが話されるのですけれども、ずっと出されている陳情ですので、八潮にシルバーセンターをと  
いうところでの必要性というところは、区としてはないということなのではないでしょうか。それで八潮の高齡  
化率、35%ぐらいですか、今はもう少し上がっているのですか。高齡化率が分かれば教えていただき  
たいのですけれども、やはりほかの地区に比べてうんと高い。それでやはり年々上がり幅も増して高齡  
化が進んでいる地域というところでは、高齡者対策というものは様々、ほかの地区とは別に必要な地区  
だなというようには、私も感じているところです。ですから、そのようなところからも、シルバーセン  
ター、ゆうゆうプラザも含めてですけれども、新設してもいいぐらいの地域、配置バランスとおっ  
しゃっていたのですが、八潮地区としては必要ではないかと思うのですけれども、区の立場を改めて伺  
いたいと思います。

#### ○川原高齡者地域支援課長

まず、八潮地区へのシルバーセンター、またはゆうゆうプラザの必要性についてのご質問ございま  
す。現時点におきまして、区全体の高齡者の人口と、その地区当たりの人数というところを踏まえまし  
て、その点でいいますと、八潮地区の高齡化率というところでは36.1%、令和4年1月1日現在で、  
高齡者の方、八潮には4,282人いらっしゃいますので、区全体の高齡化率でいったら、20.3%よ  
りは高い高齡化率になっているところではございますが、ただ、地区ごとの高齡者の人口というところ  
の率でいいますと、区全体の高齡者人口は8万1,970人に対して、八潮地区の高齡者人口の割合は、  
先ほど申し上げた4,282人で割りますと、5.2%ということになってございます。それを踏まえた  
上で、区全体で見たときにやはり高齡者人口が多いというようには考えてございませんで、八潮地区全  
体の人口に対して、現在ある施設の規模等を考えると、不足しているわけではないというふうに捉えて  
おります。現時点では、シルバセンターもしくはゆうゆうプラザの新設は、行う予定はございません。

#### ○石田委員

この八潮、八潮地区として見ていく必要があると思うのです。今全体で見ると、八潮の高齡者の数は  
多いわけではないということなのですから、八潮地区だけで見ると、36.1%の高齡化率という  
ことなので、その地区で考えれば、その地区にそれぞれシルバーセンターがあっておかしくない地域だ  
と思っています。それで、どうしたら入浴施設のあるシルバーセンター、ゆうゆうプラザが八潮につく  
れるかなという、そのような視点で、ぜひ考えていく必要があると思うのです。

私たちは前回、そういったところで、どうやったら八潮につくれるのかなというところで、八潮南特  
養ホームの増改築に当たって、そこに、大きな改修だったり、建設だったりの際に一緒にということが  
やはり一番スムーズに進みやすいのではないかなということで、八潮南特養ホームの増改築に合わせて  
そのような検討もしてもらえないかということ、前回の陳情審査のときに申しあげました。ですから、  
どうしたらできるかというところでぜひ考えていただきたいし、八潮南特養ホームの増改築に合わせて、  
ぜひ検討をしていただけないかなと私も思います。

そういったところで、今の八潮南特養ホームの増改築の部分の進捗というのですか、設計など、どの  
ような段階なのかということをお伺いしたいのですが。

#### ○寺嶋福祉計画課長

八潮南特養ホームの増改築の計画ということで、私のほうからご答弁させていただきます。現在、基  
本計画を進めている中、設計等も前提に置きながらの計画ということになるのですけれども、この間ご  
説明してきたとおり、まず区内での特養ホームの増築というのですか、増床、これが一番の目的であり  
まして、上大崎特養ホーム、それから民間のグランアークみづほ以降、新しいものはできていないとい

うことで、まとまった土地がやはり必要になるということから、様々なことを庁内で検討しましたところ、1つ八潮のグラウンド等を活用した増築というアイデアが出まして、これをベースにつくっていくと。したがって、今回の目的としましては特養ホームの増床、これが一番あるところでございます。

今現在、基本計画が設計を視野に入れたというのは、詳細のところ、やはり今回シルバーセンターというご要望でしたけれども、その他やらなければならないことが残っておりまして、1つは特養ホームの増床ですが、2番目としまして、やはり現在ある機能の維持改善、うまくいけば拡充というところも踏まえて考えているのですけれども、まず何といたしても、1つはグラウンドをきちんと確保しなければいけないという、これがございます。それから、在宅介護支援センターが現在八潮南特養ホームの中に併設されているのですけれども、これが大変手狭になってきているということで、こちらも一定程度面積を確保する必要があるということ、それから今現在八潮南特養ホームの中にやはり併設しております、認知症高齢者グループホーム、こちらのニーズが高まっておりまして、可能であれば増やせないかということも引き続き検討しております。こういったものを全て加えますと、増築でこの際というお考えも分からないではないのですけれども、今のものを全部踏まえますと、全て入れられるのかどうか、この中からも削らなければいけないものがあるのかなどというところで、今まさに議論を施設整備等の視野からも含めて検討を進めているというところで、若干時間がかかっているということが現状でございます。

#### ○石田委員

分かりました。今の八潮南特養ホームの基本計画、特に設計を視野に入れて進めているというところでの、そこに必要なものというところではそうなのですけれども、ではどうしたら八潮にシルバーセンターやゆうゆうプラザ的なものをつくれるかな、入浴施設もついたというところが私も大事だと思うのです。南品川のシルバーセンターや東品川のシルバーセンターの入浴施設を利用されている方に、私もお話を聞いてみたのですけれども、やはり1人ではないことが安心だというのです。やはりそこなのだなという思いを私も改めてしました。そのほかにもコミュニティがつくれるなど、いろいろあるのですけれども、安心して入浴するというのも、そしてその入浴そのものも、心と健康の増進につながっていくものですので、そこを心配である高齢者に保障するというのも大事なことだなと思います。ぜひ、どうやったらつくれるかということを検討していただきたいのです。八潮に入浴施設のついたシルバーセンターなり、ゆうゆうプラザ。高齢化率が特に高い地域ですので、本当に喜ばれるものになるし、愛される施設になると思うのです。そういった視点からもぜひ見ていただいて、どうやったらつくれるだろうかという検討を部署のほうでしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○川原高齢者地域支援課長

八潮地区に入浴のある施設をというご要望に対してのご回答でございます。そういったご意見があるということは、こちらのほうも承らせていただきたいとは思いますが、ただ、どうしても、先ほど委員もおっしゃったように、シルバーセンターやゆうゆうプラザの入浴というものは、健康増進と生きがい、あとコミュニティの場がメインとなってございます。特に今コロナの関係で、ここ何年か予約制という形で、もしかしたら区民の方の考えている、ふらっと立ち寄れるというような、公衆衛生の公衆浴場という観点からは、福祉施設として捉えてございますので、そういった形で設置の目的というところが若干異なるところがあるかなというように認識はしてございます。今、八潮のまちづくりの検討会のお話も委員からあったと思うのですが、私どもも適宜八潮のまちづくり懇談会等の意見などは話を聞かせていただいておりますので、引き続きその部分は研究をしまいたいと思っておりますけれども、現時点では、

八潮南特養ホーム等、また新設でのシルバーセンター、入浴のある施設の設置という予定はございません。ご意見として承りたいと思います。

**○高橋（伸）委員長**

ほかにございますか。

**○いながき委員**

シルバーセンターをつくるに当たっての基準というものは、どのような基準に基づいてこれはつくられているのでしょうか。地図を見た感じで、八潮地区すごく広いのですけれども、何となく地図を見た限りでは、ほかのところと比べて2か所ぐらいあってもいいのではないかなと思える面積なのですが、どういった基準でシルバーセンターなどをつくるのかなということをお尋ねしたいのですが。

**○川原高齢者地域支援課長**

つくる基準というところにつきましては、今現在新築の増設の予定がございませんので、細かく申し上げることはできないのですけれども、施設としては老人福祉法に基づいている施設でございます。今、現状区内にあるシルバーセンター、もしくはゆうゆうプラザの設置につきましては、その地区、例えば品川地区であれば、今シルバーセンターが2か所、ゆうゆうプラザ1か所、建設中のものも含めてあるのですけれども、こちらが1か所当たり、品川地区でいうと高齢者人口約1万2,000人に対して4,000人規模のところを設置をしているというような形でございます。地区ごとに1か所当たりの人口、高齢者の人口を割り当てて出しているところによると、約3,000人から6,000人の割合のところ建物建設しているところがございます。明確な基準というものは、ちょっとこちらでは申し上げるものはございません。今は、先ほど申し上げた老朽化したシルバーセンターの改築というところの計画を進めてございますので、既存の施設の老朽化に対してどのように改築を行っていくかというところは現段階で検討しているところでございます。

**○いながき委員**

ありがとうございます。大体3,000人から6,000人規模のところというふうなお話だったかと思うのですが、不勉強ですみません、八潮地区というものはどれぐらいの方がいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

**○川原高齢者地域支援課長**

八潮地区の人口は、4月1日現在で約4,300人でございます。ただ、八潮地区にいらっしゃる方は、ゆうゆうプラザでは東品川ゆうゆうプラザのほうもご利用をいただいているところでございます。あとは南大井ですとか、南品川等のご案内をしているところでございます。

**○いながき委員**

ありがとうございました。

**○高橋（伸）委員長**

いいですか。よろしいですか。

**○いながき委員**

4,300人いらっしゃるということであれば、1つぐらいはあってもいいのかなという印象を私は受けましたので、ぜひ検討はしていただければなと思います。

**○高橋（伸）委員長**

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず令和4年陳情第64号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

#### ○渡辺委員

結論を出す。態度は不採択でお願いします。

ご説明のあったように、答弁、質疑等を伺った中、課題は課題で存在する、そしてまた、八潮地域だけではなく、区全体のバランス等も必要な部分もあるのだなということが分かりました。そのようなことで、願意に沿い難いということでもあります。

#### ○あくつ副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

地元の議員からも話を聞きまして、先ほど課長からのご答弁の中では、シルバーセンターが老朽化した場合はゆうゆうプラザに改築をしていく方針だけでも、シルバーセンターを新たにつくる方針ではないと。地元を確認したら、69棟の建物がある中で、全ての住居に基本的には浴室は設置をされている。今回の趣旨は、別に入浴が困難だからという趣旨ではないということは理解をしております。ほかの地域とはちょっと違うので。という中で、そのような入浴施設を八潮内で求めるお声は、あることはあるということは地元から聞きました。その上で、今年の4月から、所管は違いますが地域活動課内に八潮まちづくり担当が設置をされた。地域センターの所長が課長となっています。その中で、現在、先ほどの懇談会、八潮みらい懇談会という名称で、自治会、管理組合、学校関係者、PTA役員、地域センター、児童センター、団地内の高齢者障害者施設の方々等が集まって懇談会を行っている。そのことも、先ほど連携をされているという話がありました。現段階では、その上で計画の中には、八潮南特養ホームの中ではシルバーセンターの計画は入っていないという声がありました。私どもとしては、その地域の声、総合的に聞いていただいて、ご判断いただきたいと思いますので、今回のこの陳情の願意には沿い難いということです。

#### ○石田委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

やはり、先ほどいながき委員からもありましたけれども、3,000人から6,000人ということを見てもあっていい地域だし、あるべきだと思いますし、高齢者の方が安心してというところでは、そこを確保していくということは、入浴設備というものは必要だろうと私たちもずっと訴えてきましたので、ぜひどうやったらつくれるかという方向で考えていただきたいと思います。

今後は引き続き、様々な懇談会や勉強会もある中ですので、そこでも声が出される、そして区のほうから聞いていくという形で、積極的に検討していただきたいと思います。

#### ○木村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

内容は、自民党と同じであります。

#### ○いながき委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

今、高齢者の方のお風呂場での事故というものがすごく気になります。ここにもあるように、大勢の目があるほうが安心して入れるということはあると思うのです。改修計画、ちょうど八潮にあるという

のであれば、ぜひ区民の希望に沿う方向で考えていっていただきたいなと思います。

#### ○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

ご説明いただいて、シルバーセンターの施策、区全体のバランスを考えて行っているということを理解しました。ということで不採択です。

ただ、先ほども別の委員からありましたけれども、八潮の懇談会、そちらで八潮の在り方を検討されていくということ、話し合っていくので、ここは地域活動課の所管なのですが、こちらの委員会の所管の福祉や保健・医療施設、そのようなものが八潮の中でどのように整備していく施設が必要なのかということ、少し課は違うかもしれませんが、連携していいまちづくりを進めていっていただきたいと思います。ちょっと所管が違って申し訳ありません。

あと、この話に関連して、先ほどお風呂での事故云々とありますが、ご自宅でお入りになったりすることは、やはり独居されている高齢者の危険を伴うので、やはり見守りの体制、いろいろこちらの所管でやられていると思いますが、こちらは今後しっかりと進めていってほしいと思います。

#### ○せお委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

区全体の需要のバランスだったりとか、あとはほかの委員からもお話がありましたけれども、八潮のまちづくりの担当の部署ができて、そこで懇談会や、あとワークショップなども行われているというお話も聞いていますので、そちらでシルバーセンターも含んだお話、議論をぜひ地域の方々に定期的に行って、そちらを参考に、まず、地域活動課とも連携して、聞いていっていただきたいと要望いたします。

#### ○高橋（伸）委員長

それでは、本陳情につきましては結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、その取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○高橋（伸）委員長

それでは、本件は結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和4年陳情第64号、八潮に暮らす高齢者の健康づくりと生きがいに利用できる入浴設備のあるシルバーセンターの整備を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○高橋（伸）委員長

賛成者、少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

---

## 4 その他

### (2) 委員長報告

○高橋（伸）委員長

次に、予定表4のその他、(2)委員長報告について議題に供します。

本日の議案審査の委員長報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高橋（伸）委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

---

(3) その他

○高橋（伸）委員長

次に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋（伸）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後0時18分閉会